

平成28年度 文教委員会資料②

【所管事務の調査（報告）】

川崎市国際交流センター条例の一部改正に関するパブリックコメント
手続について

資料1 川崎市国際交流センター条例の一部改正（駐車場有料化）概要

資料2 パブリックコメント手続用資料

市 民 文 化 局

（平成28年8月25日）

川崎市国際交流センター条例の一部改正（駐車場有料化）概要

1 背景と目的

川崎市国際交流センターは、「市民の国際理解を増進するとともに、国際的な文化交流及び市民交流を促進することにより相互理解を深め、市民の文化の向上及び国際友好親善の発展に寄与する」ことを目的とし、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。

現在、施設の駐車場は無料で運営していますが、本市では平成19年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を定め、受益者負担の公平性の確保、駐車場の適正利用、市有財産の有効活用の観点により、平成21年度から市役所・区役所、平成25年度からスポーツセンター、以後市民プラザ等の駐車場を有料化しています。川崎市国際交流センターの駐車場についても同様に、受益者負担の公平性の確保、駐車場の適正利用、市有財産の有効活用の観点から有料化を行います。

2 現状

(1) 川崎市国際交流センターの概要

- ア 所在地 川崎市中原区木月祇園町2番2号
- イ 開館 平成6年10月12日
- ウ 現在の指定管理者（第3期）
公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同事業体
- エ 来館者数 249,406人（平成27年度）

(2) 駐車場の現状

- ア 駐車台数 地上40台（うち身体障がい者用2台）、地下32台（うち身体障がい者用2台）
- イ 利用料金 無料

3 条例改正の方針等

- (1) 受益者負担の公平性の確保、市有財産の有効活用を図るため、平成29年4月から有料化する。
- (2) 料金設定は、一定時間を無料とし、近傍の有料駐車場を参考とし、適正な料金となるよう検討する。
- (3) 管理運営は、指定管理者が行う。
- (4) 条例改正の内容は、「別表（第9条(利用料金)関係）」に「駐車場利用料」を追加する。

4 改正のスケジュール

| | |
|--------------|---------------|
| 平成28年 9月～10月 | パブリックコメントの実施 |
| 平成28年12月 | 条例改正の提案 |
| 平成29年 1月～ 3月 | 駐車場有料化に向けての対応 |
| 平成29年 4月 | 条例施行、有料化開始 |

5 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

平成28年9月8日（木）から10月7日（金）まで

(2) 閲覧場所

区役所、支所、出張所、市民館、図書館、かわさき情報プラザ、川崎市国際交流センター、市民文化局市民生活部交流推進担当

※ 市のホームページ（川崎市トップページ→意見公募）からも御覧いただけます。

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送、ファックス、持参

6 添付資料

資料2 パブリックコメント手続用資料

～ 川崎市国際交流センター条例の一部改正について ～ (駐車場の有料化) 市民の皆様の御意見を募集します

川崎市国際交流センターは、市民の国際交流活動の拠点として、皆様に御利用いただいています。

このたび、自動車で来館される方々に無料で御利用いただいている駐車場につきまして、受益者負担の公平性、そして市有財産の有効活用を図るため、駐車場の有料化を検討しています。

つきましては、利用料金の規定がある川崎市国際交流センター条例の一部改正の考え方について、市民の皆様の御意見を募集します。

意見の募集

1 意見の募集期間

平成28年9月8日(木)～平成28年10月7日(金)

※ 郵送の場合は当日消印有効です。

※ 持参の場合は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までをお願いします。

2 資料の閲覧場所

区役所、支所、出張所、市民館、図書館、かわさき情報プラザ、川崎市国際交流センター、市民文化局市民生活部交流推進担当

※ 市のホームページ(川崎市トップページ→意見公募)からも御覧いただけます。

3 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール(市ホームページのパブリックコメントの専用フォーム利用)、持参

※ 意見書の書式は自由です。

※ 必ず下記3事項を明記してください。

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 1 題名 | 2 氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名) |
| 3 連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所) | |

4 提出先・お問合せ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部交流推進担当

電話：044-200-2846 FAX：044-200-3911

5 注意事項

- (1) お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
(御意見の概要とこれに対する市の考え方を市ホームページ及び上記2と同じ場所で公表いたします。)
- (2) 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- (3) 御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。
- (4) 電話又は口頭での御意見の提出は御遠慮願います。

背景と目的

本市では、平成19年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を定め、受益者負担の公平性確保、駐車場の適正利用、市有財産の有効活用の観点から、市役所・区役所の駐車場が平成21年5月から有料化され、以後、スポーツセンター等の施設の駐車場が順次有料化されています。

現在、無料で御利用いただいている川崎市国際交流センターの駐車場についても同様に、受益者負担の公平性確保、駐車場の適正利用、市有財産の有効活用の観点から有料化を検討しています。

見直しを行う内容

- 1 現在、無料としている川崎市国際交流センターの駐車場利用料金を、一定時間は無料とし、一定時間経過後は有料とします。
 - 2 料金の設定は、近傍の有料駐車場を参考とし、適正な料金となるよう検討します。
- ※ なお、川崎市国際交流センターについては、民間事業者等が管理運営を行う指定管理者制度を導入しており、駐車場についても指定管理者が管理運営を行い、適正利用を推進することとします。

スケジュール

- 1 平成29年4月の利用分から駐車場の有料化を予定しています。
- 2 見直しに向け、市政だよりや市ホームページ、川崎市国際交流センターの来館者へのチラシ配布などを行い、広くお知らせをします。